

議案第 4 5 号

総社市体育施設条例の一部改正について

総社市体育施設条例（平成 2 0 年総社市条例第 2 1 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

総社市スポーツセンターきびじアリーナ及び武道館の空調設備の供用開始に伴い、当該設備の使用料を新たに追加するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市体育施設条例の一部を改正する条例

総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太枠で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
(使用料) 第11条 略 2 略 <u>3 前項の規定により算定された額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> 別表第1（第11条関係） 総社市スポーツセンター使用料表							(使用料) 第11条 略 2 略 <u>3 略</u> <u>4 略</u> 別表第1（第11条関係） 総社市スポーツセンター使用料表						
略							略						
体 育 館	ア リ ー	メ イ ン	基準照度 25%照度	一般	全面1時間 6,900円	◎夏期（7 月から9月 までをい	体 育 館	ア リ ー	メ イ ン	基準照度 25%照度	一般	全面1時間 6,900円	
				高校	全面1時間						高校	全面1時間 3,450円	

改 正 後							改 正 前								
	ナ	アリーナ			生 以 下	3,450 円	う。以下同 じ。) は 1 階 の 空 調 加 算 と し て、全面 1 時間 5,000 円 を 加 算 する。				生 以 下				
			照明加算	50%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 790 円			専用使用 照明加算	50%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 790 円	
				75%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 1,570 円				75%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 1,570 円	
				100%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 2,370 円				100%照度	一般・高校生以下		全面 1 時間 2,370 円	
			空調加算	1 階 (夏期 を除く。)	一般・高校生以下		全面 1 時間 5,000 円								
				2 階 観 客 席	一般・高校生以下		全面 1 時間 6,800 円								
		サブアリーナ			一般	全面 1 時間 2,760 円		◎夏期は 1 階 の 空 調 加 算 と し て、全面 1 時間 1,800 円 を 加 算 する。		サブアリーナ			一般	全面 1 時間 2,760 円	
					高 校 生 以 下	全面 1 時間 1,380 円							高 校 生 以 下	全面 1 時間 1,380 円	
					空 調 加 算	1 階 (夏 期 を 除く。)	一般・ 高 校 生 以 下	全面 1 時間 1,800 円							
						2 階 観 客 席	一般・ 高 校 生 以 下	全面 1 時間 1,800 円							

改 正 後		改 正 前	
	◎メインアリーナにおいては1/2, 1/3 又は 1/15, サブアリーナにおいては 1/2, 1/4 又は 1/6 に区切って使用することができる。この場合の使用料は、各区分の使用料（夏期は1階の空調加算の額を含む。）にそれぞれの使用範囲の比率を乗じた金額とする。 ◎センターコートを使用する場合は、アリーナ全面使用とする。 ◎スポーツ以外の目的で使用する場合は、アリーナ全面使用とし、使用料は、それぞれ一般の使用区分の使用料（照明加算及び空調加算の額を含む。）の3倍の金額とする。 ◎入場料を徴収する場合は、アリーナ全面使用とし、使用料には、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た額を加算する。また、空調を使用する場合は、空調加算の額の3倍の金額を加算する。 ◎スポーツ以外の目的で入場料を徴収して使用する場合は使用料は、それぞれ一般の使用区分の使用料（照明加算及び空調加算の額を含む。）の3倍の金額に、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た額を加算する。		◎メインアリーナにおいては1/2, 1/3 又は 1/15, サブアリーナにおいては 1/2, 1/4 又は 1/6 に区切って使用することができる。この場合の使用料は、各区分の使用料にそれぞれの使用範囲の比率を乗じた金額とする。ただし、メインアリーナの専用使用照明加算については、専用使用全面のみとする。 ◎スポーツ以外の目的で専用使用する場合は使用料は、それぞれ一般の使用区分の使用料の3倍の金額とする。 ◎センターコートを使用する場合は、アリーナ全面使用とする。 ◎入場料を徴収する場合は使用料には、各使用区分の2倍の額に最高入場料金の50人分に相当する額を加算する。
略		略	
別表第3（第11条関係） 総社市武道館使用料表		別表第3（第11条関係） 総社市武道館使用料表	
略		略	
多目的室	略	多目的ホール	略
◎柔道場・剣道場1階の空調加算（全面使用の場合に限る。）1時間1,300円とする。 ◎柔道場・剣道場2階観客席の空調加算（全面使用の場合に限る。）1時間1,000円とする。 ◎多目的室の空調加算 1時間480円とする。 ◎入場料を徴収する場合は、全面使用とし、使用料には、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た額を加算する。また、空調を使用する場合は、空調加算の額の3倍の金額を加算する。		◎入場料を徴収する場合は、専用使用区分の2倍の額に最高入場料金の30人分に相当する額を加算する。 ◎多目的室の冷暖房費 1時間480円とする。	

附 則

この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、令和８年１０月１日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、別表第１中、２階観客席の空調加算及び別表第３中、柔道場・剣道場２階観客席の空調加算の改正規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。